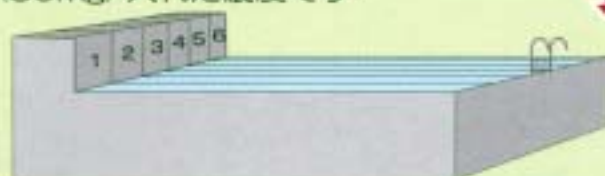


5. 国道26号沿道の環境は大丈夫？

人の健康の保護・生活環境の保全のため、守ることが望ましい基準として「環境基準」が定められています。

- 浮遊粒子状物質 (SPM) の環境基準 ($0.10\text{mg}/\text{m}^3$) のイメージ

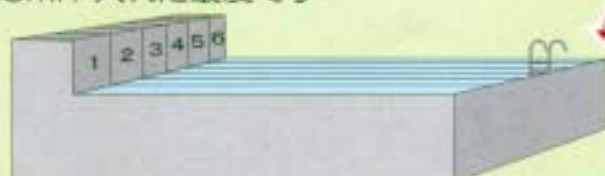
$0.10\text{mg}/\text{m}^3$ とは、25mプール1杯分 (300m^3) に砂糖をほんのひとつまみ (30mg) 入れた濃度です。



砂糖 ($30\text{mg}=0.03\text{g}$)

- 二酸化窒素 (NO_2) の環境基準 (0.060ppm) のイメージ

0.060ppm とは、25mプール1杯分 (300m^3) にジュースを試験管で約1杯 (18ml) 入れた濃度です。



ジュース (18ml)

◆◆◆北島局での測定結果◆◆◆

- 浮遊粒子状物質 (平成17年度) = $0.072\text{mg}/\text{m}^3$
○ 二酸化窒素 (平成17年度) = 0.040ppm

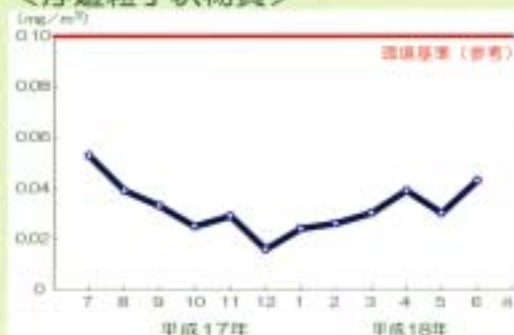
環境基準の約 $3/4$ です。

環境基準の約 $2/3$ です。

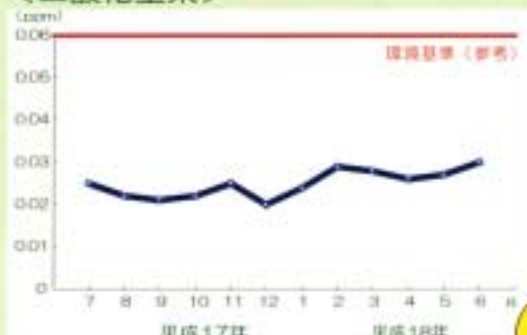
※浮遊粒子状物質は、1年間を通じて得られた日平均値のうち、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値「日平均値の2%除外値」
窒素酸化物は、1年間を通じて得られた日平均値のうち、低い方から数えて98%に当たる日平均値「日平均値の年間98%値」を用いて、環境基準と比較します。

◆◆◆測定結果の季節変動◆◆◆

<浮遊粒子状物質>



<二酸化窒素>



北島局では、これまで、「環境基準」を超えるような空気のごれにはなっていません。



これからも北島局は国道26号の沿道環境を見守っていきます...